

2. 緊急通行車両確認標章の申請に関する制度等について

2-1 緊急通行標章の事前交付制度と課題

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたが、2023年9月1日以降、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両としての確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができるようになっている。

これにより、都道府県公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たることが可能になっている。指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指している。

2-2 東日本大震災での手続きに関する緩和の経緯

東日本大震災では、それまでの災害に比して、標章の交付対象となる車両台数が非常に多くなり、また、その対象範囲も非常に広範になった。そのため、標章の交付手続きについて、発災後当初は厳格に運用されたものの、その後、次第に緩和される傾向にあった。この緩和の経緯を以下に整理した。

[災害直後]

東北・常磐自動車道は発災後の早い時点で啓開が完了したが、標章を取得した車両のみ通行可能だった。しかし、標章の申請手続きが煩雑であることや、車両毎かつ物資を運搬する度に申請する必要があることから、標章交付に多くの時間を要することとなった。

たとえば全日本トラック協会が内閣府の要請に基づき、緊急輸送手配を行う車両の標章を発行する場合、最初に輸送事業者の車両番号と運転者名、携帯電話番号等を国土交通省へ連絡し、さらに、これが国土交通省から内閣府を通じて道路会社と警察へ連絡され、その結果を輸送事業者へ伝達してから、ドライバーが最寄りの警察署に出向いて標章を受け取るという、非常に煩雑な手順で開始された。

東日本大震災以前に発生した災害では、緊急物資の量や車両や緊急通行車両等確認標章を発行する警察署も限られたため、上記のような手順により手配や登録手続きをすることになっても、大きな支障はなかった。それに対して、東日本大震災では標章を取得する車両数が非常に多く、さらに輸送エリアも全国に広がっていたため、従来の手順では標章の発行が申請に追いつかず、車両の手配・積込みが完了しても、トラックが出発できないという事態も相次いだ。

このような事態を回避することを目的として、標章を取得せずに支援物資を輸送するために日本海側ルートを使用する車両が多くなり、輸送時間・人件費・燃料がより多く必要になる等の問題が生じた。

このため、輸送手配を円滑に行うべく、全日本トラック協会は国土交通省と警察庁に対して、標章の円滑な発行に関する要請を行った。その後、何段階かの経過を経て、発行手続きや通行許可の扱いは順次緩和された。

原則として、同一の車両に複数の標章は交付されない。

申出者になれるのは、指定行政機関の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用車又は管理責任者とするほか、契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される

車両もしくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者または管理責任者となる。

大震法、原災法、国民保護法に基づく緊急通行（輸送）車両も、災対法に基づくものと同様に、緊急交通路を指定する原因となる事象の発生前に、確認の申し出を行い、標章等の交付を受けることができるようになっている。

なお、標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日から5年後の日となる。指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が5年より短い場合は、契約等の終了日までとなる。

[3月13日]

車両の要件が緩和され、広く販売・配布される食料品・生活用品（燃料を含む）を輸送するもの、企業が使用するもの、目的地が宮城県以北のもの（後に福島・新潟県を追加）に対象が広がった。

[3月16日]

食料品等の輸送車両については目的地を問わないこととされ、また、大型車両については警察署における積載の確認を不要とし、車検証の写しで足りることとなった。

また、標章交付申請の簡素化として、複数の車両を一括して申請できるようになり、証明書の記載内容の類型化が行われ、タンクローリーについては、インターチェンジ等における交通検問所でも標章が発行されることになった。

[3月21日]

事業用自動車、大型自動車は東北自動車道、磐越自動車道で標章がなくても通行可能となった。

[3月24日]

災害救助に従事する車両に標章自体が交付されなくなり、通行料金も無料扱いとなった。

2-3 申請における留意点

過去の災害では、標章の発行が遅れ、口頭連絡あるいは手製標章やメモ程度の紙を持たせて車両を出発させざるを得なかったケースがあった。だが、関係行政組織間等における連絡体制に不備があり、通行が許可されなかった等のトラブルが発生した。

対応策としては標章を持たない車両の通行が許可されなかった場合に、通行の可否を判断する現場の行政関係担当者の連絡先（例：自治体の災害対策本部関係者等の連絡先）をドライバーに携帯させること等が考えられる。